

令和4年11月3日
23時45分時点
危機管理政策課

北朝鮮によるミサイル発射について

1 発射事案の概要

- (1) 発射日時 令和4年11月3日（木） 21時台（34分頃、39分頃、42分頃）
(2) 発射場所 北朝鮮内陸部
(3) 発射数等 発射数：弾道ミサイル3発
方 向：東方向
距離等：詳細については現在分析中であるが、いずれも最高高度約150km程度で約500km程度飛翔し、落下したのは朝鮮半島東側の日本海の我が国の排他的経済水域（EEZ）外と推定

2 首相指示（令和4年11月3日 21時38分）

- (1) 引き続き、情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
(2) 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
(3) 現下の情勢を踏まえ、不測の事態に備え、万全の態勢をとること

3 防衛大臣指示（令和4年11月3日 23時3分）

- (1) 引き続き、米国等と緊密に連携しつつ、情報収集・分析に全力を挙げること
(2) 現下の情勢を踏まえ、不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと
その後、関係幹部会議を開催するなど、対応に万全を期しているところ

4 内閣官房発表内容（令和4年11月3日 23時5分）

- 付近を航行する航空機や船舶への情報提供を行ったところ、現時点において被害報告等の情報は確認されていない。
- これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものであり、我が国としては、北朝鮮に対して厳重に抗議し、強く非難した。

5 県の対応

情報収集及び市町村（国民保護担当課及び消防本部（消防組合））への情報伝達

6 政府の対応

官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、緊急参集チームを招集し、対応について協議を行った。

7 最近の発射状況

北朝鮮のミサイル発射は今年に入って30回目（うち弾道ミサイルは25回目）